

令和5年第3回臨時会

# 鬼北町議会会議録

開会 令和5年7月13日

閉会 令和5年7月13日

鬼北町議会

令和5年第3回鬼北町議会臨時会

令和5年7月13日（木曜日）

○議事日程

令和5年7月13日午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第51号 工事変更請負契約（北宇和高校教育寮新築工事（建築工事））  
の締結について

日程第5 議案第52号 財産の取得について

○本日の会議に付した事件

議事に同じ

○出席議員（12名）

1番	坂本一仁	2番	兵頭稔
3番	高橋聖子	4番	中山定則
5番	山本博士	6番	赤松俊二
7番	松下純次	8番	芝照雄
9番	福原良夫	10番	松浦司
11番	末廣啓	12番	程内覺

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 伊 藤 夏 美

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀 副 町 長 井 上 建 司  
企画振興課長 小 川 秀 樹 総務財政課長 水 野 博 光

○副議長（末廣 啓君）

起立。

礼。

○議長（程内 覺君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和5年第3回鬼北町議会臨時会を開会します。

（午前9時00分 開議）

○議長（程内 覺君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めまして、おはようございます。

令和5年第3回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、御参集いただき、誠にありがとうございます。

新聞報道にもありましたとおり、6月末の大雨により、現在も日向谷の上中合地区において、土砂崩れが発生し、町道中ノ川1号線において、車両の通行ができない状況となっております。迂回路となる林道について、農林課及び建設課において、路面補修作業を行い、7月7日に通行可能となりましたが、町道については、崩壊斜面が保安林であるため、県の緊急治山事業で復旧していただくことはできないか、現在県と協議をしております。速やかな原形回復をお願いしているところであります。地域住民の方々には、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

今月で大きな被害を出した、平成30年7月豪雨から5年が経ったわけではありますが、これから先も梅雨末期の大雨や台風の季節となりますので、危機感を持って対応してまいりたいと考えております。

さて、本日の臨時会には、北宇和高校教育寮に係る工事変更請負契約の締結1件、財産の取得1件を提案いたしております。

以上、よろしく御審議いただきますようお願いいたしまして、令和5年第3回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。よろしくようお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、先に配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、6番、赤松俊二議員、7番、松下純次議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定について、を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため出席を求めている者を報告します。

町長。

町長を通じ、副町長、総務財政課長、企画振興課長の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第51号、工事変更請負契約(北宇和高校教育寮新築工事(建築工事))の締結について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第4、議案第51号、工事変更請負契約(北宇和高校教育寮新築工事(建築工事))の締結について、提案理由を説明いたします。

令和4年11月24日付け、請負契約を締結した北宇和高校教育寮新築工事(建築工事)の設計変更に伴い、請負金額に差異を生じたので、変更契約を締結するため、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 工事名 北宇和高校教育寮新築工事(建築工事)

2. 契約の金額 変更前 1億9,305万円

変更後 1億9,886万3,000円

3. 契約の相手方 愛媛県大洲市白滝甲301番地。北宇和高校教育寮新築工事(建築工事)一宮工務店・愛媛建設特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社一宮工務店、代表取締役 一宮 哲 であります。

詳細につきましては企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○企画振興課長(小川秀樹君)

それでは、北宇和高校教育寮新築工事(建築工事)変更請負契約の変更内容等につきまして、ご説明をいたします。

主な変更は、建築及び外構の2項目でございます。

まず、建築項目の変更につきましては、土工事、木工事、内装工事の増加によるものです。

土工事の増加につきましては、当初、建設現場に基礎掘削土を仮置きする予定でありましたが、他の工事の支障となるため基礎掘削土について、仮置場への搬入搬出に係る運搬

費や搬出土の敷均しが生じたことによるものです。

木工事の増加につきましては、不燃処理木材数量の増加及び追加伐採した学校林木材にかかる製材及び仕上げ等の加工処理が生じたことによるものです。

内装工事の増加につきましては、建築確認申請時の指摘により、2階寮室の間仕切り壁及び2階寮室床下部分に断熱材を追加したことによるものです。

次に、外構項目の変更につきましては、囲障工事の増加によるものです。本日お配りをさせていただきました外構配置図をご覧ください。図面の上の部分が、建物東面で、愛媛銀行近永支店との境になりますが、元々この境界にブロック塀が設置されており、現在の建築基準法上の制限を超える高さであったため、愛媛銀行のご配慮によりまして、ブロック塀の高さを低く改修させていただきました。このため、愛媛銀行側との境界沿いに目隠しフェンスを設置するものです。

工事請負費に係る大きな工事変更は以上の2項目でございまして、共通仮設、諸経費、消費税を含め、全体で581万3,000円の増額となっております。

なお、工事期間については、現在のところ、工期の8月17日完成の予定で進んでおります。これから台風等のシーズンとなってまいりますので、台風の影響による外構工事等の遅れといったことも懸念がされますが、できる限り夏休み期間中に引っ越しに取り掛かれるようまた、安全確保に努めて施工をしたいと考えております。

以上で変更内容の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○8番（芝 照雄君）

ただ今説明がありました、愛媛銀行の境のフェンスなんですけど、目隠しフェンスと言われたんですけど、愛媛銀行側も壁やなかったですかね。そこへ目隠しフェンスまでする必要あるのか、普通のフェンスだけでは境界として明示をするのであれば普通のフェンスだけで良いんじゃないかという気がしますが、その辺伺いをします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどのご質問であります。先ほど変更内容の方説明した折にも少しご説明をさせていただきましたが、本来ありました愛媛銀行さん側が設置をされておりますブロック塀等がございましたが、そちらの高さというのが2.5メートルほどございまして、そちらが現在の建築基準法の制限を超える高さでございましたので、安全上考慮していただいて、下げてもらう改修をさせていただいたところでございます。

境のところに、寮の敷地の中等について、プライバシーを考慮する観点もございまして、中の敷地内の等、確認等できないような形で目隠しフェンスを境のところにさせていただく、そういった施行を今回変更とさせていただいたところでございます。

現在ブロック塀がある部分とちょうどの境のところに両側に目隠しフェンスを設置させていただくということで予定をしております。

以上です。

○議長（程内 覺君）

了解ですか。

○8番（芝 照雄君）

目隠しフェンスのプライバシーを守るという観点では、わかるんですけど、私が言いたいのは、愛媛銀行さんとの間に通路があるのか、あるのであれば目隠しフェンスも必要かと思えますけど、愛媛銀行側は、先ほど言ったように壁だけで出入りとかはできないようになっておると思うんですけど、なので、そこに目隠しフェンスをする必要があるのか。今まで、ブロック塀で目隠しをされとったので、その代替として目隠しフェンスで今回やりますよというのは分かる気はするんですけど、そこまで高価なフェンスをする必要があるのかというのをお聞きをしたいと思っております。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

愛媛銀行側の敷地の方をブロック塀と建物の方に少し人が移動できるような通路ではないんですけど、犬走的なものがあるのと、裏手に駐車場があると思うんですが、そちらの方からは今回ブロック塀を下げたことによってですね、何もしなければ、両側の方を確認をお客さんがすることができるそういった状態にもなりますので、繰り返しとなりますが、プライバシー等保護する観点からも目隠しフェンスを施工させていただきたいということで今回変更を予定したことでございます。以上です。

○8番（芝 照雄君）

了解。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

この変更内容なんですけど、前もって平成4年の11月に契約する時にそんなことも想定していろいろこの予算を組んでいると思うんですけど、後からこんだけ増えましたからいうて予算を増やすというのはどうかなと思うんですけど、その辺よろしく願います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどの質問ですが、兵頭議員おっしゃるとおりですね、当初にある程度具体的な部分まで勘案したうえで設計をしていくというのが本来だと思いますが、施工していく段階におきまして、どうしても現状において、対処をしなければならない、また配慮をしなければならない、そういった事案も出てくる場合もございます。今回につきましては、元々あそこに建物が建っておりまして、それを排除した段階でそのブロック塀の高さであったり、その構造物の全容っていうのがわかってきた、そういったこともございますので、今回当初設計には見込んでなかった部分ということで対処しなければならない部分について増額とはなりましたが、今回変更として計上させていただいた部分でありまして、ご理解のほどよろしく願います。以上です。

○2番（兵頭 稔君）

それでは、行政の方に落ち度があったという解釈でよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

自治法上この契約の変更というものは、それぞれの突然の状況においてしっかりと認められたものでありますので、落ち度というのはいかなるものでしょうか。私は、一番、より効果的な、また適切な工事を進捗するために、工事を変更したいというような今回の提案でございますので、ご理解いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号、工事変更請負契約（北宇和高校教育寮新築工事（建築工事））の締結について、を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定されました。

日程第5、議案第52号、財産の取得について、を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第5、議案第52号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

北宇和高校教育寮に使用する備品（家具等）を整備するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 北宇和高校教育寮備品
2. 備品内訳 別紙のとおり
3. 取得金額 976万8,000円
4. 契約の方法 随意契約

5. 契約の相手方 愛媛県宇和島市保田甲1343番地1。アカマツ株式会社 宇和島営業所、所長 河添 伸顕 であります。

なお、詳細につきましては、議案書3ページ及び事前にお配りしております資料をご覧くださいいただきますようお願いいたします。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

多目的スペースに、このカタログで言うと、2番と3番と、それと4番かな。を置くようになってますが、これって、今広見中学校を新しくしてます、その中で同じようなものがたくさん余るんじゃないかなと思うんですが、そういったのを利用してこういうのは買わなくても良いような気がします。

○議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。

○企画振興課長（小川秀樹君）

今ほどご質問いただきました、広見中学校の改修によって不要となる備品等があるんじゃないかと、そちらを利用されればどうだろうかというようなご質問であったと思いますが、今回の寮の備品を検討するにあたって企画振興課の方で、そういった工事によって不要になってくる、再利用ができるそういった備品があるというような確認の方はさせていただいておりませんので、またそういった状況がございましたら、使える部分については、使っていきたいというような考えはございますが、今回につきましては、今ほどご説明したとおり、そういった部分はお聞きをしておりませんでしたので、こういった形で今回備品の購入等について、購入を予定したものでございます。以上です。

○2番（兵頭 稔君）

多目的スペースって、何のためにあるんでしょう。それをお聞きします。

議長（程内 覺君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

北宇和高校の教育寮の議会の全体会の説明のときにはお聞きになってらっしゃらないでしょうかね。

○2番（兵頭 稔君）

説明はあったんですが、数えてみると、32あるんですよ。32人が集まって何をするのかなど。月に1回とか、年に何回か使うんだったら、使うんじゃないかと思うんですけど、来客がある場合は、別のスペースがあるので、そこは使う必要はないと思うんですけど、要するに、使用目的をもうちょっと具体的に説明をいただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁をいたします。



○企画振興課長（小川秀樹君）

多目的スペースの利用につきましては、こちら書いてあるとおり、多目的での利用を予定するものでございまして、寮でのイベント時でありますとか、地域との交流会イベント、また寮生最大で14名ほど定員がございしますが、その家族さんとの交流会等諸々そういった地域、家族、その他イベント等で活用できる場所、スペースとして今回こちらの方に多目的スペースというのを構えている部分がございます。以上です。

○議長（程内 覺君）

兵頭議員、了承ですか。

○2番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

○9番（福原良夫君）

別表の方の、50、51ありますけど、ベッドの50でマットが付いとるんですけども、51にもう一つマットがあるということは、必要なんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

休憩をお願いします。

○議長（程内 覺君）

しばらく休憩します。

休憩 午前9時23分

---

再開 午前9時24分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長（兵頭誠亀君）

私の方から、50番のベッドの分については、一覧表の写真でベッドと分かるように上にマットレスを付けたということでありまして、実際には50番はマットレスが無い分ベッドで、その上にマットレスが付くということでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（程内 覺君）

福原議員、了承ですか。

○9番（福原良夫君）

はい。

○議長（程内 覺君）

他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

討論なしと認めます。

これから、議案第52号、財産の取得について、を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の会議に付された事件は、すべて議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長(兵頭誠亀君)

令和5年第3回鬼北町議会臨時会に提案いたしておりました、工事変更請負契約の締結1件、財産の取得1件につきましては、慎重に御審議いただき、原案のとおり議決いただきありがとうございました。

北宇和高校教育寮につきましては、9月共用開始を目指して現在整備を進めているところであります。更に、来年度の、北宇和高校全国募集も始まっております。

議員各位におかれましても、今後とも引き続き御支援と御協力をいただきますようお願い申し上げます。令和5年第3回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(程内 覺君)

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長(末廣 啓君)

起立願います。

礼。

(午前9時27分 閉会)

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（6番）

鬼北町議会議員（7番）